

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2386号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

地球人口のちょうど五〇%が慢性的な栄養失調というのに、今年のお正月のテレビ番組はグルメまたグルメといった調子だった。地球人口のちょうど七〇%が識字力を欠いているというのに、お正月番組はタレントどうしの無芸などんちゃん騒ぎだった。どう考えても世紀末現象としてしか考えられないが、この六月にはNHKを除く全民間放送会社はBS(衛星放送)のための増資に踏み切る。昨年、じゅうに民放全社でデジタル放送のために一兆円の設備投資をしたのだが、さらにBSに増資するのは、電波を流す費用(これを搬送費という。英語ではデイスクリビューション)にうま味があるからだ。現在の地上波のネットワーク



梅の季節

は、全国に流そうとすると、ほとんどNTTの電話回線を使ったり、衛星で流したりしている。この搬送費が各局で年間平均百三十億円ぐらいかかっている。これから本格化する放送衛星だと搬送費は五億円まで下がる。このため生じる百二十五億円の差額をどのように使ってゆか

### がんばれ、地域放送

は、衛星放送にどの程度の広告収入が入るかとの兼ね合いである。

現在、テレビの平均利用時間は一日に三時間五十三分である。六十五歳以上の人になると平均八時間という数字が出てくる。この映像受容時間に衛星放送のデジタル波が介入してくるのだから、よほど性根をすえ

てテレビとつきあわないと、オトナまでが活字離れを起こし、タレント用語で話すようになるかも知れない。

一方、地方行政はIT技術を導入して事務処理の合理化をすすめるのは勿論だが、地域住民はITやEメールで情報的に連繋した形に仕上がりつつある。情報公開の請求は日常茶飯事になるだろうし、住民による行政協議会の要請も強くなるだろう。こうした流れの中で、議会中継や首長など行政責任者の定例会見や行政と住民の関係性を報道する地域テレビが必須の装置となるであろう。町村合併で体力をつけた自治体は文化政策としてこれを考えるべきではないか。

(評論家 草柳大蔵)

活	動	全国町村会定期総会開く .....	(2)
活	動	地方自治法等の一部改正法案早期成立で要望 = 全国町村会 .....	(11)
随	想	東海道宿駅400年祭と岡部宿大旅籠柏屋 .....	静岡県岡部町長 井田久義.....(12)
情	報	カプセルNOW & NEW .....	(14)
情	報	政策レーダー .....	(15)

もくじ

# 全国町村会定期総会開く 優良町村や自治功労者を表彰



全国町村会は、一月三十一日、午前十時から東京・全国町村会館で定期総会を開催し、優良町村と自治功労者の表彰を行った。

同定期総会には、各都道府県町村会の正副会長・事務局長及び被表彰者など百八十人が出席した。

定期総会は、山本文男全国町村会長の開会あいさつについて来賓として出席した片山虎之助総務大臣、平林鴻三衆議院総務委員長、田村公平参議院総務委員長、安原保元全国町村議会議長会会長からそれぞれあいさつがあった。

つづいて優良町村と自治功労者の表彰に移り、優良町村として大阪府太子町など七十三町村、自治功労者として一万二千九百七十七人を表彰。

被表彰者代表（優良町村代表）吉村久平大阪府太子町長、自治功労者代表「町村長の部」岩谷義夫島根県旭町長、助役・収入役・教育長・医師の部「宮田圭三栃木県二宮町教育長、一般職員の部」橋本元博茨城県玉里村教育次長、系統町村会長の部「藤本道生岡山県和気郡町村会長、系統町村会事務局長及び職員部の部」川端 繁福井県町村会次長）に山本会長から表彰状と記念品が贈られた後、受賞優良町村を代表して吉村久平大阪府太子町長が、また自治功労者を代表して岩谷義夫島根県旭町長が謝辞を述べ表彰式を終わった。

その後議事に移り、会務報告（平成十三年一月～同年十二月）、平成十二年度一般会計決算報告、平成十四年度一般会計予算報告を了承し、定期総会を終了した。

## 活 動

会長あいさつ

## 豊かさゆとりを实感できる

## 地域社会の形成を

全国町村会長 山 本 文 男



うことと致しておりますが、本日表彰を受けられます皆様には、永年に亘り重要な職務を全うされ、町村自治の振興発展に大きく貢献されたご功績が評価されたものであり、ここに深く敬意と感謝の意を表するとともに、心よりお祝い申し上げます。

さて、現在の我が国は、停滞を続ける経済や、深刻な雇用環境の悪化など先行きの不透明な状況が人々の心にも暗い影を落としております。

更に、国・地方を通ずる危機的な財政状況を背景とした地方歳出の抑制や、市町村合併にみられるような自治体の再編論議に接し、町村を取り巻く環境が、かつてないほどの厳しい状況にあることを痛感せざるを得ません。

このような状況の中、国土の七割を占める農山村地域に存在する二・五五二の町村は、食料の供給、水資源の涵養、自然環境の保全、人材の交流・輩出など、重要な国家的役割を果たしておりますが、

その現状は、過疎・高齢化の進行等厳しい状況に置かれております。国民一人ひとりが真の豊かさや安らぎを实感できる地域社会を築いていくためには、地域の総合的行政主体である地方公共団体がそれぞれの地域の実情に沿った個性あふれる行政を自主的・自立的に展開することが何よりも重要であります。

私も、地方自治体に課せられた役割と責任を適確に果たすべく、地方分権推進のための諸制度の改革はもとより、徹底した行政財政改革を通じて一層の行政運営の効率化を図り、多様化する住民ニーズに応えながら、真の分権型社会の実現に向けて今後も全力を傾注して参らなければなりません。

ところで、昨今、財政状況の著しい悪化等を背景に、理念や目的を何ら示すことなく、市町村合併が強力に推進されております。それぞれ町村は、歴史的な経緯、文化、風土や地理的条件等が異なっており、さらには、合併は将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、関係町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要であります。

政府においては、地方公共団体の行政運営を合理的、効率的に

推進するため、平成十四年度から地方交付税の段階補正の縮減等見直しを行うとのことでありますが、自主税源が乏しい町村にとって大きな影響を受けることは必至であります。また、このことは、市町村合併を促進するための地方交付税による、いわゆる「ムチ」ではないかと大方の町村長は受け止めており、真綿で首を絞めるようなやり方は、断固として認めることはできません。地方交付税の見直しにあたっては、各町村の財政需要の実態を的確に反映させ、町村の行政運営に支障をきたすことのないよう強く求めてまいります。

町村の健全な発展なくして、国勢の伸展はあり得ないのであります。

全国町村会といたしましては、山積する困難な課題を真正面から受け止め、その果たすべき役割を十分に認識し、各都道府県町村会との連携を密に保ちつつ、豊かさゆとりの実感できる活力ある地域社会が形成されるよう一段と活発な政務活動を展開していく所存でございます。

終わりに望み、本日の定期総会が円滑に運営が行えますよう皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつと致します。

本日ここに、定期総会を開催いたしましたところ、片山総務大臣、平林衆議院総務委員長、田村参議院総務委員長、安原全国町村会議議長会長におかれましては、公務極めてご多端の折りにもかかわらずご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、各都道府県からの代表の皆様におかれましては、ご多用の中、本総会のため遠路ご出席をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

この総会におきましては、優良町村並びに自治功労者の表彰を行

来賓あいさつ(要旨)

# 地方自治の確立、 地方分権の推進に尽力

総務大臣 片山 虎之助



本日、優良町村と自治功労者表彰を受賞されるみなさん、長い間ご苦労様でございました。この受賞を機に更なるご精進、ご活躍を心からお祈りいたします。

総務省は、ご承知のとおり自治省と郵政省と総務庁が一緒になって昨年の一月六日にできた役所でございます。この一年間でいろいろなことがありました。基礎固めはできたのではないかと考えております。二年目でございますから、この基礎固めの上に立って懸案に挑戦するよう職員にお願いしております。

全国町村会のみなさんとは運命共

同体でございますので、今後とも力を合わせて、地方自治の確立、地方分権の推進のために努力したいと思っております。

ただいま通常国会の参議院予算委員会で十三年度の第二次補正予算を審議しております。総額四兆一〇〇億円の補正予算が審議されており、これが成立いたしますと、来年度の当初予算の審議にはいる予定でございます。十四年度の当初予算では公共事業を九〇〇億円削減しておりますが、十三年度の二次補正では公共事業を二兆五〇〇億円増やしておりますので、これらを合わせますと、公共事業は決して減っていないわけでありまして、成立後の補正予算の素早い執行と来年度予算の早期成立を図り、切れ目のない財政運営をすることが景気回復に大きなプラスになると考えております。

来年度の地方財政対策につきましては、交付税をどうするかが大きな議論となりました。十三年度の予算を決める際に、今後は交付税特別会計が資金運用部等からお金を借り入れて、地方に分配するのはやめよう

と、交付税特別会計の借り入れが四〇兆円を超えてしまい、二力年でこれを改め、足りない分の半分は国が一般会計で調達し、残りの半分は地方が国と同じように赤字地方債を出して、それにより交付税が足りない分は手当をしようということにしたわけです。十四年度からそうすることになっておりましたが、国債三〇兆円という枠がございますし、地方にとつても十三年度に較べると三倍以上の赤字地方債を出さなくてはならなくなる。これはなかなか大変でありますので、四分の一だけ交付税特会の借り入れを残し、不足額の四分に三については、国が一般会計でその半分を調達し、その半分は地方が赤字地方債を発行するということにしたわけでございます。

こうしてみますと交付税の実額は減っておりますが、赤字地方債を増やした交付税対応分は二兆七〇〇億円あります。交付税の実額が二〇兆三四〇〇億でありまして、これに赤字地方債がありますから、来年度の交付税プラス赤字地方債は十三年度を上回っているわけでございますので総額としての確保はできたと思っております。

交付税というのは大きい都市から集めたお金を地方にばらまいて、特に規模の小さい市町村ほど得をしてるではないかという議論が経済財政諮問会議等でありました。そこで実情を調べて小規模な市町村へ

の交付が過剰であった場合には是正しましょうというのが段階補正の見直しでありまして、調べてみますと一六・七%は実情に合わないところがあるということが分かりましたので、その分の約二〇〇億円を三カ年計画で手直しをするということでございます。この段階補正は単年度は七〇〇億円ぐらいで小規模な自治体では、いままでもより減るという計算になるわけですが、交付税というのは実態に即して絶えざる見直しが必要であると思えます。見直しの際は個々の団体に困るようなことはいないようにいたしますので、交付税の具体的な算定にあたりましてご意見、ご注文がございましたらお話しただけなら幸いですと思っております。

また、地域総合整備事業債は止めました。また、事業を整理して地域活性化事業債をつくりましたので、都道府県、市町村に支障のないよう対応をさせていただくことにしております。

税制につきましては、例年秋頃に審議を始めますが今年は一月から、しかも政府税調と党税調だけではなくて経済財政諮問会議でも税制論議を始めようということでございます。経済財政諮問会議では大所高所から国と地方のあり方とか国と地方の税源をどう分けるかを議論していただき、私はもっと地方に税源移譲をせよと常にいっております。

活 動

で、基本的には国が六割取つて  
税、地方が四割しかもらっていない  
税を、国が五割で地方が五割とする  
ことが当面の課題ではなかるうかと  
思っております。

それから市町村合併についてです  
が、かねてから全国町村会と山本会  
長はじめみなさんのご意見を承って  
おります。しかし市町村を強くし  
て、市町村が地方行政、地方自治の  
担い手になるのならいまの規模、能  
力で完全に大丈夫かというとなかな  
かそううまくはゆかないという議論  
や、税源も財源も権限も大きくしな  
ければ出来ない、という意見がたく  
さんあります。これだけの規模能力  
を与えれば人材も集まってくるし、  
財政的に力もつくし、行政能力も向

町村の行政基盤の確立に

積極的に取り組む

衆議院総務委員長 平 林 鴻 三



本日、ここに平成十三年度全国町  
村会定期総会が開催されるに当たり

上する、広域的な施設配置や整備が  
できる」と、そういうことのために  
我々は合併を言っているわけであり  
まして、現状は何の支障もないか  
ら、何もしないでいいんだといった  
守りの姿勢では地方自治は衰亡して  
ゆくと思っております。みなさん関  
係者でご相談いただいて、将来のわ  
が地域社会はどうあるのかと、高度  
な行政サービスを住民のみなさんに  
提供するには市町村は何をやるべき  
かと、そのためにはどうするべきか  
という議論をしていただいて、うま  
い結論ができればそのように進めてい  
ただきたい。私は合併を強制するつ  
もり、押しつけるつもり、画一的な  
合併はいっさい考えておりません。  
あくまでも自主的な合併でございま

す。私も国の方ではいろいろな支  
援プランを用意しておりますので、  
これらのメニューも見ていただい  
て、ご議論、ご検討を賜りますよう  
お願いいたします。あくまでも自主  
的な合併でございます。地方分権の  
時代に、明治の大合併や昭和の大合  
併のようなわけには参りません。  
IT推進につきましては、単独ま  
たは広域でやっていたいただいておりま  
すが、三年か四年で全国の市町村に  
インターネットという地域高速LAN  
を是非整備していただきたい。こ  
れにより各家庭に光ファイバーを通  
したいと思っておりますので、財務  
省と相談をいたしまして民間の事業  
者では採算が合わずに手がでないよ  
うなところでは、公的な支援をする

ことにしましたので、全国的な整備  
を図りたいと思っております。  
また郵便局と市町村の連携の法律  
が先の臨時国会で成立いたしました  
ので、これから具体的な証明書の  
サービス(ワンストップサービス)  
が始まりますから、住民サービスの  
向上に資してゆきたいと思ってお  
ります。  
町村が強くなればこの国の発展  
はあり得ません。我々は地方を守  
り、町村を支える役所でございます  
ので、みなさんと一緒になって今後  
ともがんばりたいと思います。みな  
さんも元氣を出していただきますよ  
う心よりお願い申し上げます。私  
のあいさついたします。  
ります。  
私も衆議院総務委員会におきま  
しては、これまで、行政の第一線を  
預かる町村行政の積極的な施策の展  
開のために、地方財源の充実確保等  
に努めてまいりましたが、今後にお  
きまして、町村の行政基盤の確  
立に積極的に取り組んでまいれる所存  
であります。  
皆様方におかれましては、これま  
での豊かな御経験と御見識を活かさ  
れ、個性豊かで活力ある地域社会の  
実現に、より一層御尽力下さいませ  
ようお願い申し上げます。  
終わりに、皆様方の御健勝と益々  
の御活躍を心からお祈り申し上げます。  
して、私の祝辞といたします。

まして、衆議院総務委員会を代表し  
て、一言、お祝いを申し上げます。  
はじめに、地方自治の発展と住民  
福祉の向上のため、日夜、献身的な  
御努力を重ねておられます皆様方に  
対しまして、深く敬意を表する次第  
であります。

また、本日、優良町村あるいは自  
治功労者として表彰の栄誉を受けら  
れます皆様に、心からお慶びを申し  
上げますとともに、多年にわたる御  
貢献に感謝の意を表するものであり  
ます。

今日、地方公共団体を取巻く環境  
は大きく変わりつつあります。一昨  
年の地方分権一括法の施行など、地  
方分権に向けた取組や我が国社会の  
情報化の進展に伴う電子自治体の推  
進など、行政サービスのあり方は大  
きな転換期に差し掛かっておりま  
す。  
このような転換期に直面され、皆  
様方、町村の役割と責任は重く、そ  
の御苦労はいかばかりかと拝察する  
ものであります。  
さて、去る一月二十一日に通常国  
会が召集され、二十五日には、平成  
十四年度予算が国会に提出されまし  
た。これに関連いたしました、地  
方税法改正案や地方交付税法等改正  
案も近く提出される予定となってお

活 動

# 山積する諸問題解決のために努力を

参議院総務委員長 田村 公平



本日は、全国町村会定期総会が開催されるに当たりまして、参議院総務委員会を代表いたしまして、ごあいさつを申し上げます。

長年にわたる地方自治功勞で表彰を受けられる皆さん、本当におめでとうございませう。

町村長の皆さんは、この厳しい経済情勢のもと、住民の方々と顔と顔を接しながら仕事をしてくる中で、抱えておられる諸問題は山積してお

ります。

私も参議院の委員会でも二〇の法案を抱えております。その中でも大変重要な法律は、去る十二月七日に衆議院から臨時国会の最終日に送付されてきました地方自治法の一部を改正する法律案でございます。

この中には皆様方に直接関係のある住民訴訟の問題もございます。大変厳しい状況にありますが、私もといたしましては、この法案を一日も早く、年度内に成立するよう誠心誠意努力することを報告させていただきます。

地方分権、あるいは税財源につき三次の分権改革が断行されなければならぬと存じます。地方分権改革推進会議及び第二十七次地方制度調査会の審議に期待するところ、誠に大なるものがあります。

一方、町村自身としても、地方分権時代にふさわしい町村自治を實踐していくためには、日頃のたゆまぬ努力が求められていると思えます。何よりも、地域住民の信頼を得ることが重要であり、皆様方共々、常に「住民と共に考え行動していく」覚悟を持たなければならぬと考えます。

次に、市町村合併についてであります。私も、私も町村議長会は、かねてから強制的合併には反対である旨を訴えてきました。この点、全国町村会も同様の考えを表明されており、今後とも同一歩調で、共に歩んで参りたいと考えております。

平成十四年度の地方税制改正と地

しましては、いろいろな議論がございます。

地方自治ということを考えたと、それぞれ倫理ある方々が真剣に取り組んでゆかないと、住民の方々からの信頼を得られないという思いもあります。

お互いが脚下照顧、自分自身を顧みながら、世のため人のために全身全霊でがんばってゆくことをお願い申し上げます。また自分自身に対する誓いの念としても申し上げます。私のおいさつといたします。

方財政対策は、昨年十二月、政府・与党と地方六団体が「丸」となって取り組んだ結果、ほぼ満足のいく形でまとまったところでありませう。

改めて、関係者の皆様方に厚く感謝申し上げます。

自主財源に乏しい町村が今後、自主的・主体的に財政運営を行うっていくためには、なによりも地方税財源の充実確保と財政調整機能を有する地方交付税制度の堅持は重要であります。この実現のため、引き続き、皆様方と手を携えて、強力な要望活動を行って参りたいと考えております。

私も「議会」に身を置く立場にはありますが、現今の町村をとりまく厳しい状況を考えますとき、町村会の皆様方と連携していくべき課題は多々あると思えます。

今後、より一層のご協力とご支援の程よろしくお願い申し上げます。

# 町村の課題解決のため一層の連携を

全国町村議会議長会会長 安原 保元



る次第であります。

同時に、日頃から私も町村議会議長会に、格別のご理解とご協力を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日、表彰をお受けになる優良町村及び自治功勞者表彰の栄に浴されます皆様方には、深く敬意を表しますとともに、今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、昨年四月に小泉内閣が成立し、「民間で出来ることは民間に」、「地方で出来ることは地方に」というスローガンの下、聖域なき構造改革が推進されつつありますが、このスローガンを現実のものとしていくためには、なお、引き続き第二次第



活 動

自治功労者一〇、二九七名を表彰



町村長代表 島根県旭町長 岩谷義夫氏

- 〔北海道〕
  - 〔9期〕 大澤 秀了
  - 〔7期〕 加賀谷 強
  - 〔5期〕 小田桐 四郎
  - 〔4期〕 谷口 徹
  - 黒松内町長 高橋 勝寛
  - 比布町 林 照雄
  - 生田原町長 岡 裕
  - 新冠町長 (3期)
- 〔青森県〕
  - 〔10期〕 成田 佐太郎
  - 〔6期〕 蝦名 魏
  - 〔5期〕 菊池 繁安
  - 〔4期〕 川内町長 小泊村長 加藤 久宜
- 〔岩手県〕
  - 〔5期〕 山口 通男
  - 〔3期〕 石澤 善成
  - 常盤村長 斎藤 敏雄
  - 新得町長 中島 忠明
  - 礼文町長 峰岸 政義
  - 幌加内町長 加藤 榮一
  - 妹背牛町長

- 〔秋田県〕
  - 〔4期〕 佐藤 邦夫
  - 〔3期〕 小玉 久男
  - 飯田川町長 後藤 市之丞
  - 皆瀬村長 (3期)
  - 丸岡 一直
  - 二ツ井町長 佐々木 松美
  - 金浦町長 (山形県)
  - 〔6期〕 松澤 直太郎
  - 〔4期〕 佐々木 藤正
  - 松山町長 (福島県)
  - 〔7期〕 渡辺 唯四郎
  - 〔5期〕 都路村長
- 〔宮城県〕
  - 〔4期〕 中川 正勝
  - 〔3期〕 稲葉 暉
  - 野田村長 山田 正
  - 石越町長 稲邊 実
  - 河北町長 (3期)
  - 佐々木 功悦
  - 小牛田町長 (秋田県)
- 〔茨城県〕
  - 〔6期〕 永瀬 純一
  - 〔4期〕 大関 茂
  - 〔3期〕 岡野 敬四郎
  - 千代田町長 鈴木 三男
  - 三和町長 館野 喜重郎
  - 藤代町長 小林 靖男
  - 〔群馬県〕
    - 〔10期〕 黒澤 丈夫
    - 〔4期〕 斎藤 憲
    - 〔3期〕 秋月 保教
    - 〔5期〕 江熊 芳雄
    - 吹上町長 島田 行雄
    - 大井町長 (4期)
    - 〔4期〕 新井 敬三
    - 吉見町長 (3期)
    - 〔3期〕 榎原 一雄
    - 宮代町長 千代 忠央
    - 松伏町長 (千葉県)
    - 〔3期〕 林 和雄
    - 白子町長 穴澤 清
    - 海上町長
- 〔神奈川県〕
  - 〔6期〕 倉田 知昭
  - 〔3期〕 守屋 大光
  - 〔3期〕 望月 秀次郎
  - 〔3期〕 藤巻 義麿
  - 〔3期〕 今沢 忠文
  - 〔3期〕 鈴木 隆一
  - 〔3期〕 伊藤 好彦
  - 〔3期〕 佐藤 卓司
  - 〔3期〕 高村 朝次
  - 〔3期〕 守屋 武彦
  - 〔3期〕 鬼嶋 正之
  - 〔3期〕 樋山 糸男
  - 〔3期〕 神丸 保男
  - 〔3期〕 野村 学
  - 〔3期〕 矢野 学
  - 〔3期〕 関谷 達治
  - 〔3期〕 村山 隆征
  - 〔3期〕 山本 茂穂
  - 〔3期〕 星野 芳昭
  - 〔3期〕 五十嵐 雄介
  - 〔3期〕 渡邊 之夫
  - 〔3期〕 松田 秀雄

- 〔西津町長〕 山口 博 續
- 〔双葉町長〕 岩本 忠夫
- 〔3期〕 浅和 定次
- 〔3期〕 宗像 紀人
- 〔茨城県〕
  - 〔6期〕 永瀬 純一
  - 〔4期〕 大関 茂
  - 〔3期〕 岡野 敬四郎
  - 千代田町長 鈴木 三男
  - 三和町長 館野 喜重郎
  - 藤代町長 小林 靖男
  - 〔群馬県〕
    - 〔10期〕 黒澤 丈夫
    - 〔4期〕 斎藤 憲
    - 〔3期〕 秋月 保教
    - 〔5期〕 江熊 芳雄
    - 吹上町長 島田 行雄
    - 大井町長 (4期)
    - 〔4期〕 新井 敬三
    - 吉見町長 (3期)
    - 〔3期〕 榎原 一雄
    - 宮代町長 千代 忠央
    - 松伏町長 (千葉県)
    - 〔3期〕 林 和雄
    - 白子町長 穴澤 清
    - 海上町長
- 〔神奈川県〕
  - 〔6期〕 倉田 知昭
  - 〔3期〕 守屋 大光
  - 〔3期〕 望月 秀次郎
  - 〔3期〕 藤巻 義麿
  - 〔3期〕 今沢 忠文
  - 〔3期〕 鈴木 隆一
  - 〔3期〕 伊藤 好彦
  - 〔3期〕 佐藤 卓司
  - 〔3期〕 高村 朝次
  - 〔3期〕 守屋 武彦
  - 〔3期〕 鬼嶋 正之
  - 〔3期〕 樋山 糸男
  - 〔3期〕 神丸 保男
  - 〔3期〕 野村 学
  - 〔3期〕 矢野 学
  - 〔3期〕 関谷 達治
  - 〔3期〕 村山 隆征
  - 〔3期〕 山本 茂穂
  - 〔3期〕 星野 芳昭
  - 〔3期〕 五十嵐 雄介
  - 〔3期〕 渡邊 之夫
  - 〔3期〕 松田 秀雄

- 〔西津町長〕 山口 博 續
- 〔双葉町長〕 岩本 忠夫
- 〔3期〕 浅和 定次
- 〔3期〕 宗像 紀人
- 〔茨城県〕
  - 〔6期〕 永瀬 純一
  - 〔4期〕 大関 茂
  - 〔3期〕 岡野 敬四郎
  - 千代田町長 鈴木 三男
  - 三和町長 館野 喜重郎
  - 藤代町長 小林 靖男
  - 〔群馬県〕
    - 〔10期〕 黒澤 丈夫
    - 〔4期〕 斎藤 憲
    - 〔3期〕 秋月 保教
    - 〔5期〕 江熊 芳雄
    - 吹上町長 島田 行雄
    - 大井町長 (4期)
    - 〔4期〕 新井 敬三
    - 吉見町長 (3期)
    - 〔3期〕 榎原 一雄
    - 宮代町長 千代 忠央
    - 松伏町長 (千葉県)
    - 〔3期〕 林 和雄
    - 白子町長 穴澤 清
    - 海上町長
- 〔神奈川県〕
  - 〔6期〕 倉田 知昭
  - 〔3期〕 守屋 大光
  - 〔3期〕 望月 秀次郎
  - 〔3期〕 藤巻 義麿
  - 〔3期〕 今沢 忠文
  - 〔3期〕 鈴木 隆一
  - 〔3期〕 伊藤 好彦
  - 〔3期〕 佐藤 卓司
  - 〔3期〕 高村 朝次
  - 〔3期〕 守屋 武彦
  - 〔3期〕 鬼嶋 正之
  - 〔3期〕 樋山 糸男
  - 〔3期〕 神丸 保男
  - 〔3期〕 野村 学
  - 〔3期〕 矢野 学
  - 〔3期〕 関谷 達治
  - 〔3期〕 村山 隆征
  - 〔3期〕 山本 茂穂
  - 〔3期〕 星野 芳昭
  - 〔3期〕 五十嵐 雄介
  - 〔3期〕 渡邊 之夫
  - 〔3期〕 松田 秀雄

活 動



一般職員代表 茨城県玉里村教育次長 橋本元博氏



助役・収入役・教育長・医師代表 栃木県二宮町教育長 宮田圭三氏

津具村長	旭町長	武豊町長	蟹江町長	西枇杷島町長	豊山町長	小坂井町長	(3期)	川根町長	長泉町長	(3期)	久々野町長	和良村長	板取村長	付知町長	兼山町長	堀金村長	大鹿村長	青木村長	(3期)	越前町長	(3期)	内灘町長	(4期)		
加藤和年	塚田武士	青木孝憲	佐藤篤美	近藤勝美	江崎定男	藤田享	(5期)	河野敏郎	柏木忠夫	(3期)	東季彦	森弘彦	長屋勝司	日下部年弘	渡辺芳彦	山口文彦	宮下寛夫	宮原毅	(3期)	京谷宗雄	(3期)	岩本秀雄	(4期)		
王寺町長	高取町長	大宇陀町長	川西町長	月ヶ瀬村長	御杖村長	斑鳩町長	(4期)	神崎町長	西淡町長	朝来町長	(3期)	夢前町長	東浦町長	千早赤阪村長	(3期)	網野町長	夜久野町長	日野町長	甲良町長	(3期)	一志町長	(3期)	大内山村長	(4期)	
植田忠行	筒井良盛	芳岡直夫	上田直朗	窪田幹藏	田中勝	小城利重	(5期)	足立理秋	長江和幸	井上英俊	(4期)	為則政好	新阜京一	大向保	濱岡六右衛門	大江輝久夫	奥野弘三	山本日出男	(5期)	前山禮三	(3期)	小倉文也	(4期)		
坂町長	(3期)	三和町長	吉舎町長	八千代町長	大柿町長	(4期)	(3期)	羽須美村長	吉田村長	柿木村長	(3期)	八雲村長	旭町長	(5期)	郡家町長	江府町長	中山町長	古座町長	那賀町長	美山村長	(3期)	南部川村長	(5期)	東吉野村長	(6期)
吉田隆行	神重和夫	元廣和亨	冲本信男	平口武	土井博義	(3期)	(3期)	三上隆三	堀江秀史	三浦秀史	(4期)	石倉徳章	岩谷義夫	和田哲也	福田正臣	下池忠正	加藤国司	東健兒	池本功	(3期)	山田五良	(5期)	石原久男	(和歌山県)	

活 動



系統町村会事務局長及び職員代表 福井県町村会次長 川端 繁氏



系統町村会長代表 岡山県和気郡町村会長 藤本道生氏

本山町長 (5期) 澤田 勇  (高知県) 城川町長 河野 成 保内町長 二宮 泰 魚島村長 佐伯 眞 丹原町長 渡部 尚 土居町長 藤田 志 別子山村長 (3期) 和田 秋 (4期) 和 田 廣 (愛媛県) 庵治町長 梶 河 孝 寒川町長 廣瀬 正 白鳥町長 久野 耕 詫間町長 横山 忠 津田町長 三田 文 宇多津町長 米澤 正 (3期) 米澤 文 (香川県) 阿波町長 安友 清 (徳島県) 徳地町長 伊藤 青 (3期) 川上村長 二宮 治 (4期) 秋穂町長 藤生 通 (5期) 日置町長 江原 清 (山口県) 西城町長 田盛 三 豊松村長 岡崎 齊 豊浜町長 北山 生 本郷町長 惠木 慧 美土里町長 織田 邦夫	物部村長 (4期) 宗石 教道 (3期) 鏡村長 山崎 統 大野見村長 高橋 利直 田野町長 桑名 義彦 (福岡県) 赤村長 和田 睦男 (4期) 黒木町長 横溝 彌太郎 (3期) 大島村長 杉田 惠次 浮羽町長 堀 万治 (佐賀県) 神埼町長 田原 英征 (3期) 中原町長 末安 伸之 (長崎県) 伊王島町長 池下 守 (3期) 西海町長 山下 純一郎 世知原町長 市瀬 健爾 (熊本県) 不知火町長 森 茂之 (5期) 五木村長 西村 久徳 (4期) 多良木町長 那須 孝人 (3期) 鹿北町長 西牟田 長 植木町長 富田 元裕 津奈木町長 西川 裕利 (大分県) (6期) 大田村長 河野 俊一
---	---



緒方町長 (5期) 山中 博 (鹿兒島県) 北方町長 佐藤 嘉紘 (3期) 里村長 塩田 貞吉 (5期) 和泊町長 泉 貞吉 (4期) 上甕村長 藏元 欽一郎 (3期) 栗野町長 米満 重満 (沖縄県) 国富町長 上杉 哲夫 (4期) 伊江村長 島袋 清徳
---

## 活 動

## 全国町村会

## 地方自治法等の一部改正法案早期成立で要望

全国町村会は、一月三十日に開催した理事会で「地方自治法等の一部改正法案（住民訴訟関係）の今国会早期の成立に関する要望」を決定し、参議院の国対、総務委員会関係議員に提出した。また翌三十一日には正副会長が田村参議院総務委員長に面談し、同要望書の実現方を要請した。

同要望は本会が昨年より地方自治法の一部改正法案の成立を求めて関係国会議員に要請してきたが、前臨時国会で継続扱いになったため今国会における早期成立を求めたものである。

## 地方自治法等の一部改正法案（住民訴訟関係）の今国会早期の成立に関する要望

住民訴訟制度については、いわゆる四号訴訟（地方自治法二四二条の二・一項四号）において、たとえ適法な財務会計行為であって



田村参議院総務委員長(左)に要請する山本会長

も、長や職員が「個人」として訴えられ、裁判に伴う各種の負担を担わざるを得ないことから、政

策判断に  
 対する過度の慎重化や事なかれ主義への傾斜等により、地方公共団体の積極的な施策展開に支障を来すことが懸念されている。  
 このことに鑑み、前国会から継続審議となつている地方自治法等の一部改正法案においては、長や職員の個人責任を何ら変更することなく、四号訴訟の被告を「個人」から「機関」に転換することにより、地方公共団体の住民に対する説明責任を強化するとともに、機関が保有する証拠・資料の活用を容易にし、政策判断の根拠や財務会計行為の過程等を裁判を通じて明らかにすることが可能となる等、訴訟の実情に照らしても合理的な制度改正が行われよつとされているところである。  
 また、差止め請求（一号請求）要件の緩和や弁護士費用の公費負担拡充は、住民監視機能をより身近にし、かつ有効なものとするためにも重要である。  
 一方、訴訟の前置手続としての住民監査制度については、学識経験者からの意見聴取による審理の充実や監査委員による一時停止勧告の導入等、審査機能を強化し自浄作用による簡易迅速な問題解決を図る等、住民自治の観点からも重要な内容を含んでいる。  
 積極的な自治政策の展開と、分権時代にふさわしい住民自治に根ざした行政運営の確立は急務の課題である。  
 よつて、改正法案の今国会早期における成立を強く要望するものである。

## 健康福祉プランナー養成塾塾生募集中

（財）地域社会振興財団では、今年度に引き続き左記の要領で平成十四年度健康福祉プランナー養成塾を開講いたします。

## 記

## 一 目的

二十一世紀を担う市（区）町村職員に不可欠な保健・医療・福祉についての深い理解と知識、企画立案能力、同じく医師においては住民の要望、自治体の財政状況を理解し、保健・福祉の行政サイドと協力する調整能力と、それぞれの地域、それぞれの立場で質の高い健康福祉先進地域を作る能力獲得を目指す。

## 二 期間

平成十四年七月十日（水）～七月二十六日（金）

## 三 会場

自治医科大学地域医療情報研修センター  
 （栃木県南河内町）

## 四 募集定員 三十名程度

## 五 応募資格

市（区）町村職員等で、保健・医療・福祉に関する企画・立案に携わっている方。

（将来その可能性がある方も含みます。）

行政や福祉等の他の領域との連携を必要と考へておられる医師。

## 六 応募方法

各市（区）町村に既に送付した「募集案内」中の参加申込書に記入のうえ、当財団宛郵送。

## 七 応募期限

平成十四年四月十九日（金）

## 八 参加経費

宿泊費、受講料等は、当財団が負担。往復の交通費及び食事は、参加者の所属機関の負担。

## 九 申込及び問合せ先

（財）地域社会振興財団 総務課

〒三二九 〇四九八

TEL 〇二八五 五八 七四三五

FAX 〇二八五 四四 七八三九

詳細は、平成十三年十二月末に送付済みの「募集案内」をご参照下さい。

随 想

東 海 道 宿 駅 四 〇 〇 年 祭 と  
岡 部 宿 大 旅 籠 柏 屋



静 岡 県  
お か べ 町 長  
久 義  
井 田

随 想

「とつふなる、おかべの宿につきてけり、足にできたる豆をつぶして」。東海道中膝栗毛 十返舎一九。

豆腐は平安の時代、京の公卿社会では、「おかべ」と呼ばれていました。これは豆腐のイメージが「なまこ壁」に似ており、「御壁」「おかべ」となったと言われています。

一六〇一年、徳川家康は東海道の宿駅制度を設け、江戸から京までの間、一二六里六六町(約五〇〇km)を五十三宿でつなぎました。岡部宿は品川宿から数えて二十一番目の小規模な宿場であった。

しかし鎌倉幕府の御家人岡部氏との関わりをもつ歴史の古い宿場であり、難所の宇津の谷峠を控え、大井川の川止め等の影響もあり、かなりの賑わいをみせた宿場

であったようです。

天保十四年(一八四三年)の東海道宿村大概帳によると、本宿岡部(と加宿(内谷)から成り、戸数四八七軒、人口二、三三二人。宿の家並は街道の両側に約一、五km続き二軒の本陣を核として東西に脇本陣や旅籠が軒を連ね、その先に問屋場や飛脚の店、商人や職人の店が続き日雇い稼ぎや百姓の家が立ち並んでいた」とあります。

このように岡部宿は古くから東西交通の要衝にあり、宿場文化の名残が漂っております。

明治以降は、温暖な気候を生かし温州みかん、玉露茶、緑茶、筍等々、農業を主体に発展してまいりましたが、自治制施行により七ヶ村が合併して岡部町となりました。

その後、昭和三十年三月に旧朝比奈村と合併して今日に至ります。

現在は国道一号のバイパス四車線化も成り、第二東名自動車道岡部・藤枝インターチェンジ建設が進捗しつつあり、町の将来像を「ふるさと田園都市」と位置づけ町勢進展を期待しております。

さて静岡県では、二〇〇一年から二〇〇二年の始めにかけて県内二十二宿のエントリーを得て、「東海道宿駅四〇〇年祭」を開催しました。

本祭は二十一世紀を祝し、街道や川筋の持つ歴史的資産を活用し、先人から受けた恩恵を確認するとともに、個性豊かな町づくりを進め、県内外に情報発信して、人、もの、情報を呼び込み交流するという目的でありました。

結果は各宿場で溢れるアイデアを駆使し、盛況の内に所期の目的が達成されたことは喜ばしいかぎりです。特に、この時期に県の大規模イベント「しずおか緑、花、祭」、「世界お茶まつり」、静岡市の「全国茶サミット」等々と連携したこともプラスとなりました。

岡部町では宿駅四〇〇年祭に向けて平成七年度から五ヶ年を費やし、古の心に学び明日の文化を育むまちづくり「事業として、一六〇

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国26か所)

随 想

岡部宿大旅籠「柏屋」



余年前の大旅籠柏屋本屋と蔵二棟を忠実に復元するとともに、体験棟、物産販売棟も併せて建設し、東海道岡部宿に現存する江戸時代に建てられた当時の「大旅籠柏屋」として残すことができました。

文献によると岡部宿は四回の大火に見舞われている。しかし、柏屋のある本町は文政と天保の二回だけ類焼し（柏屋の土間の発掘調査でも証明された）柏屋の建物は、天保六年十月十九日に棟上げをし、天保七年四月十一日頃完成をしたようです。

一六〇余年を経た大旅籠の存在は、東海道筋では珍しく貴重であり、随所に創建当時の痕跡が見られることから平成十年十月、国の登録有形文化財として指定されま

柏屋内部「みせの間」



した。また、昨年は静岡県都市景観賞「最優秀賞」にも輝きました。

いよいよ十一月十日、十一日は岡部町の宿駅四〇〇年祭「東海道岡部宿にぎわいまつり」の開催です。前夜祭は公募の参加者を含め各人が往時の服装をまとい岡部宿提灯道中が出発。私も代官の旅姿となつて参加いたしました。本まつりの十一日は晩秋に彩る岡部宿で、大旅籠柏屋及び旧街道を開放して沿道住民と一体となつた数々のイベントに歓声があがり、町内外から来訪三万五千人余の賑わいとなりました。

今後は更に宿場文化を楽しく学び、体験の場として活用を図り来訪者の交流や新しいまちづくりの拠点としていきたいと思ひます。



全国町村等職員みなさまの  
 家族総合保障  
 任意共済保険



**三井生命**

情報

カプセル Now & New

戸籍情報システム 青森県 六ヶ所村

村は、戸籍に関する情報のすべてを電算化した「戸籍情報システム」を運用している。システム導入によって戸籍謄本等はコンピュータ端末の操作で発行可能となり、新たな戸籍作成に一週間かかっていた作業が、三日程度にまで短縮され、事務効率化が図られた。

ダリアによる まちづくりを推進 福島県 塙町

町名「はなわ」にちなみ「はな」を活かしたまちづくりを進めている町は、住民にダリアの球根を配布し、老人会や小・中学校などと栽培を通じた交流を深めるとともに、ダリアの写真コンテストなどのイベントやダリア園の造園で観光客の誘致も図っている。

行政コスト計算書等 群馬県 東村

財務内容を透明化し健全性をチェックするため、平成十年度以降の貸借対照表をホームページ等で公表している村は、貸借対照表に加え、総務省が示した基準に準拠した平成十二年度の行政コスト計算書と、独自基準による同年度のキャッシュフロー計算書を作成し、公開した。

遺跡情報を コンピュータで管理 山梨県 敷島町

町教育委員会は、これまで紙製の地図に記録してきた遺跡情

報の管理に、コンピュータを導入した。遺跡の記録の更新と保管が容易になり、住民が建物を建てようとする際に、遺跡の有無やその可能性を確認する場合などに役立てられ、効率的な遺跡保護が可能になった。

地域文化が体験できる 新潟県 宿泊施設がオープン 赤泊村

村では、第三セクターの赤泊村振興公社が運営する宿泊施設「サンライズ城が浜」がオープンし、多くの観光客に利用されている。同施設では、「はんざり」と呼ばれるたらい舟の試乗や陶芸、竹細工など地域の伝統文化が学べるほか、村に伝わる民話の語り部教室も開かれている。

不法投棄等の情報提供 石川県 押水町

町は、町内の郵便局と「町内各施設異常時における情報提供に関する協定」を締結している。郵便局の外務職員が勤務中に、家電の不法投棄、道路や上下水道の破損、独居高齢者世帯の異常などに気付いた場合、町に連絡してもらっている。

子供歌舞伎 ワークショップを実施 福井県 丸岡町

手紙コンクールの「一筆啓上賞」を主催し、これまでに寄せられた作品を舞台化、上演する芝居小屋の整備を計画している町では、その一環として、丸岡町文化振興事業団が主体となり、松竹の協力を得て、町内小学生を対象に子供歌舞伎ワークショップを実施した。

村民全員の写真集を作成 長野県 浪合村

村は、二十一世紀を迎えた記念に村民全員を掲載した写真集「二十一世紀に生きる」(仮称)を作成している。約二百八十世帯八百人全員の写真を、庭や田畑、家の周りの風景が分かるよう家族ごとに撮影しており、三月発行の予定。写真集は世帯ごとに無料で配布する。

各種団体の総覧を作成 静岡県 蒲原町

町は、平成十二年度の文部科学省の公募支援事業「NPO連携によるまちづくり推進事業」で集まった団体とのネットワークを維持し、町民参加を一層推進するため、町内で活動する様々なまちづくり団体などを紹介した冊子「蒲原町を元気にする各種団体総覧」を作成した。

入札制度の改革を実施 愛知県 旭町

町は、平成十三年四月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、町の工事等施行に関する入札事務取扱要領や建設工事関係入札者心得書などを改正。予定価格が五千万円以上の工事は入札前に予定価格を公表するなど、入札制度の改革を図った。

生ごみたい肥化実験 三重県 安濃町

たい肥製造機の研究開発を目的に県内の民間企業五社で設立したグリーンハウス協同組合の呼びかけに応じた町は、同組合

の生ごみたい肥化実験へ協力するため、実証実験に使う土地を無償で貸与。学校や町民の協力も得て集めた残飯や生ごみのたい肥化に取り組んでいる。

管理職手当を削減 山口県 美和町

町は、不況に伴う町民の苦しみを役場も分かち合うため、管理職手当を最大三%削減する規則を施行している。削減幅は基本給ベースで、課長・主幹級三%、課長補佐・主査級二%、係長級一%で、年間五百六十万円の経費削減を見込んでいる。

独自の人間ドック事業 長崎県 大島町

町は、国民健康保険の被保険者を対象に、独自の人間ドック事業を行っている。被保険者の病気を早期発見・治療するとともに、国保特別会計からの診療費の支出を抑制するのがねらい。受診者の負担は経費の三割の九六〇〇円で、一人年一回利用することができる。

日本最長の 木造橋を建設 宮崎県 西米良村

村は、村内を流れる一ツ瀬川にかかる、木造橋としては国内最長の約百四十メートルになる「新村所大橋(仮称)」の建設を進めている。県産木材を加工した集成材を多く使うとともに、米良三山に倣い、橋の両側に三角形が三つずつ並びデザインで、平成十四年度中の完成予定。

カプセル Now & New

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 平成十三年人口動態統計の年間推計まとまる 厚生労働省

厚生労働省はこのほど、日本における日本人を客体とした、平成十三年人口動態統計の年間推計(一月から十月までを基礎資料として、一年間を推計)をまとめた。

同推計によると、出生数は一一七万五千人(前年比一万六千人減)、人口千人当たりの出生率は九・二八(同・二人減)に対し、死亡数は九六万八千人(同六千人増)、同死亡率は七・七人(同増減なし)となっており、出生数から死亡数を差し引いた自然増加数は二〇万七千人(同二万二千人減)と推計されている。

三大死因による死亡数は、悪性新生物が三〇万人(同五千人増)で第一位となっており、以下、心疾患十四万六千人(同千人減)、脳血管疾患十三万一千人(同二千人減)と推計される。

婚姻件数は八〇万三千組(同五千組増)、同婚姻率は六・四人(同増減なし)に対し、離婚件数は二八万九千組(同二万五千組増)、同離婚率は二・三人(同〇・二人増)と推計され、離婚については共に過去最高を更新している。

また、平均発生間隔では、二七秒に一人が出生したのに対し、三三秒に一人が死亡、三九秒に一人が婚姻したのに対し、一分四九秒に一人が離婚したと推計される。

## 平成十四年度地方公営企業関係主要施策まとまる

平成十四年度の地方公営企業関係主要施策について、地方財政計画の公営企業繰出金は総額約三兆二、二〇〇億円(対前年度比一・六%、五〇〇億円の減)、うち企業債償還費普通会計負担分約二兆二、〇〇〇億円(同二・四%、五〇〇億円の増)となっており、事業別には下水道事業一兆七、六〇〇億円、病院事業六、三〇〇億円、上水道事業二、二〇〇億円、交通事業一、四〇〇億円となっている。

また、地方債計画における公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は三兆八、七四六億円(同一五・六%、七、一四五億円の減)で、内訳は政府資金一兆七、八六〇億円、公営企業金融公庫資金一兆三、八九六億円、民間等資金六、九九〇億円。なお政府資金と公営企業金融公庫資金を合わせた公的資金の構成比は、地方債計画全体で五七・五%、公営企業会計等分では八二・〇%となっている。

新規施策については、工業用水道事業経営健全化対策の創設、第五次病院事業経営健全化措置の創設、簡易水道及び下水道事業に係る財政措置の臨時的な変更、都市高速鉄道整備事業に対する地方債措置等の変更、公営企業借換債の増額(計七〇〇億円)、公営企業金融公庫資金の貸付対象の拡大等が掲げられている。

## 「生産調整に関する研究会」初会合

## 農林水産省

農林水産省は、昨年十一月に取りまとめた米政策の見直しに基づき、生産数量管理への円滑な移行等の検討を行う「標記研究会」を設置し、一月十八日初会合が開かれた。

研究会では、生産調整の今後のあり方、公平性の確保を図るための措置、生産数量管理における助成のあり方や実務的な検証、流通制度との関連、関連施策のあり方等について幅広く検討することとしている。

農林水産省では、現行生産調整の問題点として次の点を挙げている。目標面積を達成しても、作柄が良好であるとその効果が減殺される。主として米の総量の調整に力が注がれ、産地銘柄毎の需要に応じた生産の調整という側面がほとんど顧みられていない。生産調整規模の拡大等により推進活動に係る者の負担が増大し、限界にきている。生産調整は「真面目な」生産者の生産活動を制約するものにしすぎないという意識と生産調整実施者の非実施者に対する不公平感を生じている。

研究会は、一ヶ月に一回程度のペースでの開催を予定しており、概算要求時、秋の米対策取りまとめ時等節目節目において必要な整理を行っていくこととしている。

# 都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

## くつろぎを最優先にこだわった客室

シングル	131室	(室料) 8,500円より
ツイン	18室	16,000円より (2名)

8~16F

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。  
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



## 東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

### 特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど  
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

## 東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

### 東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】  
有楽町線・半蔵門線・南北線  
「永田町駅」3番出口徒歩1分  
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号